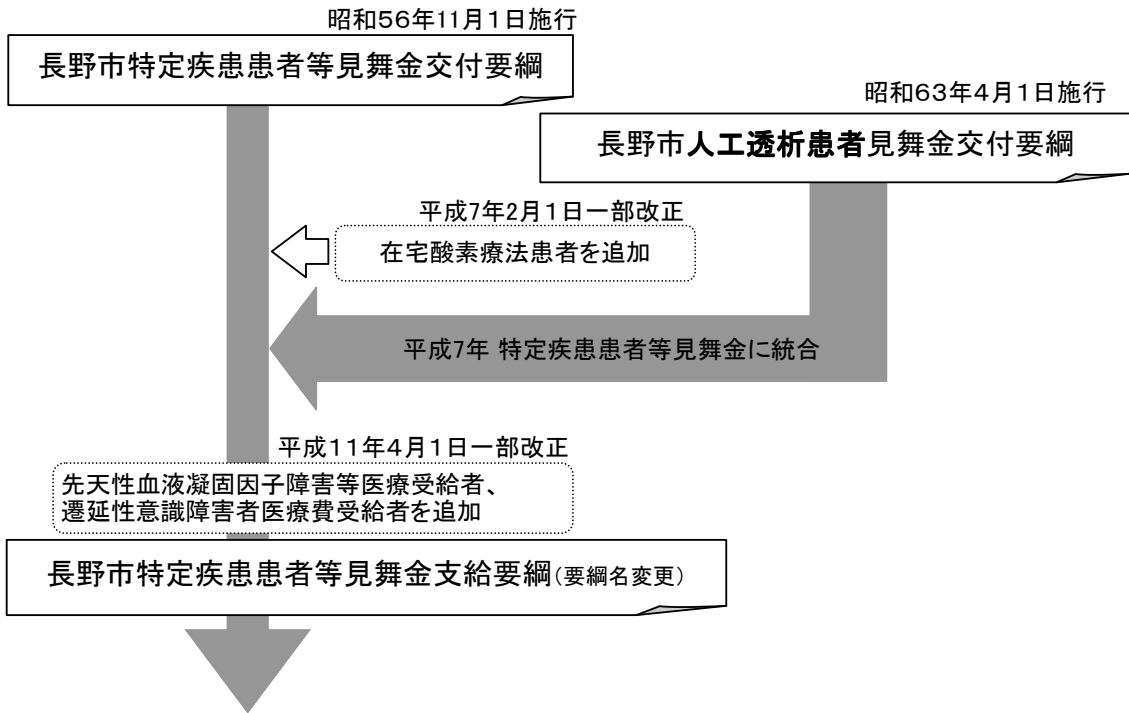


## 特定疾患患者等見舞金支給事業の概要

昭和56年から、難病治療への精神的負担の軽減や医療費受給者証の更新時にかかる経費の軽減のため、市単独事業として長野市特定疾患患者見舞金交付要綱を施行。その後、平成7年に在宅酸素療法者を対象者に追加するとともに人工透析患者見舞金交付要綱を統合、平成11年の一部改正により対象を追加し要綱名を長野市特定疾患患者等見舞金支給要綱に変更した。



1 支給額 年額 15,000円

2 支給対象者

- ①特定疾患医療受給者
- ②先天性血液凝固因子障害等医療受給者
- ③遷延性意識障害者医療費受給者
- ④ウイルス肝炎医療費受給者
- ⑤小児慢性特定疾患医療受診者
- ⑥在宅酸素療法を行なっている者
- ⑦慢性の腎疾患により人工透析を受ける者

※ ①～⑤（健康課担当）が見直し対象。⑥⑦（障害福祉課担当）は長野市障害者基本計画において事業継続となっている。

3 見舞金支給実績

健康課支給分（特定疾患医療受給者等、対象者のうち①～⑤）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
支給人数(人)	2,098	2,192	2,209	2,380	2,594	2,683
支給額計(千円)	31,470	32,880	33,135	35,700	38,910	40,245

障害福祉課支給分（人工透析等、対象者のうち⑥、⑦）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人工透析(人)	411	443	495	511	533	556
在宅酸素(人)	367	372	374	391	410	407
対象者計(人)	778	815	869	902	943	963
支給額計(千円)	11,670	12,225	13,035	13,530	14,145	14,445